

卵用奥美濃古地鶏譲渡要領

(目的)

第一条 この要領は、岐阜県畜産研究所（以下「研究所」という。）養豚・養鶏研究部関試験地において増殖した卵用奥美濃古地鶏の成鶏、ひな及び種卵の譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 成鶏 食用卵を生産することを目的に飼養する五ヶ月齢以上の雌鶏をいい、岐阜県種畜等譲渡規則（昭和五十五年規則第四十四号。以下「規則」という。）第一条に該当する改良増殖を目的とするものを除く。
- 二 ひな 食用卵を生産することを目的に飼養する雌ひなをいい、規則第一条に該当する改良増殖を目的とするものを除く。
- 三 種卵 雌ひなを生産するため孵化させる卵をいい、規則第一条に該当する改良増殖を目的とするものを除く。

(譲渡基準)

第三条 研究所が卵用奥美濃古地鶏を譲渡する者は、成鶏及びひなにあっては岐阜県内在住者、種卵の譲渡にあっては県内の孵卵業者であって、次に掲げる条件を承諾するものとする。

- 一 譲渡を受けた卵用奥美濃古地鶏について適正な飼養管理を行うこと。
- 二 商標権など、他者の権利を侵害しないこと。
- 三 種卵の孵化によって産出される雄ひなを、適切に処理すること。
- 四 岐阜県が飼養衛生管理指導、検査等を行う場合には立入を受け入れること。

(雄鶏の譲渡)

第四条 雄鶏は、原則として譲渡しない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 食用を目的とした有精卵生産
- 二 展示のための飼養

(譲渡申込)

第五条 譲渡を希望する者は、別記第1号様式に必要事項を記入し、研究所養豚・養鶏研究部関試験地に提出するものとする。なお、初生ひなの譲渡を希望する場合は、別記第1号様式の他に、別記第4号様式に必要事項を記入し、研究所養豚・養鶏研究部関試験地に提出するものとする。

2 雄鶏の譲渡を希望する者は、別記第1号様式の他に、別記第2号様式に必要事項を記

入り、研究所養豚・養鶏研究部閥試験地に提出するものとする。なお、初生ひなの譲渡を希望する場合は、別記第1号様式及び別記第2号様式の他に、別記第4号様式に必要事項を記入し、研究所養豚・養鶏研究部閥試験地に提出するものとする。

(譲渡審査)

第六条 前条の規定により申込を受けた研究所長は、その内容を審査するとともに、ひな及び成鶏の飼育状況を確認したうえで、その諾否を決定し、申請者に結果を通知するものとする。

(譲渡方法)

第七条 譲渡は、研究所長が別途通知する日に研究所養豚・養鶏研究部閥試験地において行うこととし、鶏の輸送箱は受取者が持参するものとする。譲渡を受けた者は別記第3号様式による受領書を提出するものとする。

(譲渡価格)

第八条 成鶏、ひな及び種卵の譲渡価格については、研究所長が毎年度別に定め、告知するものとする。

(代金の納付)

第九条 第六条の承諾の決定を受けた者は、前条の規定による代金を研究所長が発行する納入通知書により納付するものとする。

(雑則)

第十条 本要領に定めるもののほか、卵用奥美濃古地鶏の譲渡に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年10月16日から施行する。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。